## 告 示

## 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、 令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

深谷飯塚線同市市ノ坪字一際谷飯塚線	路線名供
(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)同市市ノ坪字一本木二四番一地先まで熊谷市市ノ坪字北ノ内四七七番一地先から	用開始の区間
令和七年十一月七日	供用開始の期日
延長三四七・三〇メートル第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。	備考